

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年11月1日

水 曜 日

第 4273 号

目 次

告 示

- 道路の供用開始 1
- 漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域についての一部改正

公 告

- 落札者等の公示 5
- 随意契約の相手方等の公示 6
- 平成29年度随時技能検定の実施 7

告 示

富山県告示第435号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において11月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年11月1日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 東猪谷富山線	富山市東猪谷字杉山割2652番から 富山市東猪谷字杉山割2702番まで	平成29年11月1日	富山土木センター

富山県告示第436号

漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域についての一部改正

について

漁業災害補償法の規定による一定の水域又は区域について（昭和49年富山県告示第1147号）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の第2項の規定は、その共済責任期間の開始日が平成29年11月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年10月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成29年11月1日

富山県知事 石 井 隆 一

制定文中「法第 118条第 3 項」を「法第 118条第 1 項」に改める。

第 2 項の表中

<p>新 湊 区 域 新湊漁業協同組合 の地区のうち旧新 湊市（平成17年10 月31日における新 湊市をいう。以下 同じ。）一円（本 江を除く。）及び 旧高岡市（同日に おける高岡市をい う。以下同じ。） 一円（太田及び渋 谷を除く。）の区 域</p>	<p>(1) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む小型いか釣り漁業 (2) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む中型いか釣り漁業 (3) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営むべにずわいがにかご縄漁業 (4) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む釣り・はえ縄漁業 (5) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が小型いか釣り漁業とべにずわいがにかご縄漁業とを併せ営む漁業 (6) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営むぶり定置漁業 (7) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営むいわし定置漁業 (8) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業 (9) 旧新湊市一円（本江、海老江及び堀岡を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が主として底びき網を使用して営む漁業 (10) 旧新湊市一円（本江、海老江及び堀岡を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む主</p>
--	--

	<p>として釣りによっていか又はぶりをとることを目的とする漁業</p> <p>(11) 旧新湊市一円（本江、海老江及び堀岡を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む主としてはえ縄によつてすけとうだらをとることを目的とする漁業</p> <p>(12) 法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、旧新湊市一円（本江、海老江及び堀岡を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む(1)から(11)までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>(13) 法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、射水市海老江の区域に住所を有する者が営む(1)から(8)までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>(14) 法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、射水市堀岡の区域に住所を有する者が営む(1)から(8)までに掲げる漁業以外の漁業</p> <p>(15) 旧高岡市一円（太田、渋谷及び牧野を除く。）の区域に住所を有する者が営む遠洋かつお・まぐろ漁業</p> <p>(16) 法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち、旧高岡市一円（太田、渋谷及び牧野を除く。）の区域に住所を有する者が営む(15)に掲げる漁業以外の漁業</p>
--	--

を

<p>新 湊 区 域 新湊漁業協同組合 の地区のうち旧新湊市（平成17年10月31日における新湊市をいう。以下同じ。）一円（本江を除く。）及び旧高岡市（同日における高岡市をいう。以下同じ。）</p>	<p>(1) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む小型いか釣り漁業</p> <p>(2) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む中型いか釣り漁業</p> <p>(3) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営むべにずわいがにかご縄漁業</p> <p>(4) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む釣り・はえ縄漁業</p> <p>(5) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が小型いか釣り漁業とべ</p>
---	--

一円（太田及び渋谷を除く。）の区域

- にずわいがにかご縄漁業とを併せ営む漁業
- (6) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営むぶり定置漁業又はいわし定置漁業
- (7) 旧新湊市一円（本江を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む小型定置漁業
- (8) 旧新湊市一円（本江、海老江及び堀岡を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が主として底びき網を使用して営む漁業
- (9) 旧新湊市一円（本江、海老江及び堀岡を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む主として釣りによっていか又はぶりをとることを目的とする漁業
- (10) 旧新湊市一円（本江、海老江及び堀岡を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む主としてはえ縄によってすけとうだらをとることを目的とする漁業
- (11) 法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、旧新湊市一円（本江、海老江及び堀岡を除く。）又は高岡市牧野の区域に住所を有する者が営む(1)から(10)までに掲げる漁業以外の漁業
- (12) 法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、射水市海老江の区域に住所を有する者が営む(1)から(7)までに掲げる漁業以外の漁業
- (13) 法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、射水市堀岡の区域に住所を有する者が営む(1)から(7)までに掲げる漁業以外の漁業
- (14) 旧高岡市一円（太田、渋谷及び牧野を除く。）の区域に住所を有する者が営む遠洋かつお・まぐろ漁業
- (15) 法第 104条第 2 号に掲げる漁業のうち、旧高岡市一円（太田、渋谷及び牧野を除く。）の区域に住所を有する者が営む(14)に掲げる漁業以外の漁業

に改める。

第 3 項の表以外の部分中「法第 114条第 3 号」を「法第 114条」に改める。

~~~~~  
公 告  
~~~~~**落札者等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 13 条の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 11 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
高機能材料用ナノフォーカス X 線 CT 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 落札者を決定した日
平成 29 年 9 月 5 日
- 4 落札者の氏名及び住所
轟産業株式会社 福井県福井市毛矢三丁目 2 番 4 号
- 5 落札金額
31,320,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 29 年 7 月 21 日

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 13 条の規定により

次のとおり公示する。

平成29年11月1日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
非接触3次元形状測定器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 落札者を決定した日
平成29年9月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
轟産業株式会社 福井県福井市毛矢三丁目2番4号
- 5 落札金額
34,344,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年7月21日

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成29年11月1日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
ロータリ除雪車（2.6m級、スイング雪切板付）1台
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年10月 2 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

山室重機株式会社 富山県富山市山室新町41番地

5 随意契約に係る契約金額

50, 234, 250円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 2 第 1 項第 8 号

平成29年度随時技能検定の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第 2 項の規定により、平成29年11月 1 日以降の平成29年度随時技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第 3 項の規定により公示する。

平成29年11月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 実施時期、等級の区分及び実施職種

(1) 3 級

3 級の検定職種のうち前期（平成29年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間をいう。以下同じ。）又は後期（平成29年10月 1 日から平成30年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）の期間にかかわらず随時実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該職種ごとに実施する学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択することができるものは、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる科目とする。

| 検定職種 | 学科試験の選択科目 | 実技試験の選択科目 |
|------|------------|-------------|
| さく井 | パーカッション式さく | パーカッション式さく井 |

| | | |
|-----------|-----------------------------|-------------------------------------|
| | 井施工法及びロータリー式さく井施工法 | 工事作業及びロータリー式さく井工事作業 |
| 鋳造 | 鋳鉄鋳物鋳造作業法及び非鉄金属鋳物鋳造作業法 | 鋳鉄鋳物鋳造作業及び非鉄金属鋳物鋳造作業 |
| 鍛造 | ハンマ型鍛造法及びプレス型鍛造法 | ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業 |
| 機械加工 | 旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法 | 普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業 |
| 金属プレス加工 | なし | なし |
| 鉄工 | なし | なし |
| 建築板金 | 内外装板金施工法及びダクト板金施工法 | 内外装板金作業及びダクト板金作業 |
| 工場板金 | 機械板金加工法 | 機械板金作業 |
| めつき | 電気めつき作業法 | 電気めつき作業 |
| 仕上げ | 治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法 | 治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業 |
| 機械検査 | なし | なし |
| ダイカスト | なし | コールドチャンバダイカスト作業 |
| 電子機器組立て | なし | なし |
| 電気機器組立て | 配電盤・制御盤組立て法 | 配電盤・制御盤組立て作業 |
| プリント配線板製造 | プリント配線板設計法及びプリント配線板製造法 | プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造 |

| | | 作業 |
|-----------------|------------------------|------------------------------------|
| 冷凍空気調和機器施工 | なし | なし |
| ニット製品製造 | 丸編みニット製造法及び靴下製造法 | 丸編みニット製造作業及び靴下製造作業 |
| 婦人子供服製造 | なし | なし |
| 紳士服製造 | なし | なし |
| 寝具製作 | なし | なし |
| 帆布製品製造 | なし | なし |
| 家具製作 | なし | なし |
| 建具製作 | なし | なし |
| 紙器・段ボール箱製造 | 印刷箱製造法、貼箱製造法及び段ボール箱製造法 | 印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業 |
| 印刷 | なし | なし |
| 製本 | なし | なし |
| プラスチック成形 | 圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法 | 圧縮成形作業、射出成形作業及びブロー成形作業 |
| 強化プラスチック成形 | なし | なし |
| 石材施工 | 石材加工法及び石張り施工法 | 石材加工作業及び石張り作業 |
| パン製造 | なし | なし |
| ハム・ソーセージ・ベーコン製造 | なし | なし |

| | | |
|----------------|---|--|
| 水産練り製品製造 | なし | なし |
| 建築大工 | なし | なし |
| かわらぶき | なし | なし |
| とび | なし | なし |
| 左官 | なし | なし |
| タイル張り | なし | なし |
| 配管 | 建築配管施工法及びプラ
ント配管施工法 | 建築配管作業及びプラン
ト配管作業 |
| 型枠施工 | なし | なし |
| 鉄筋施工 | なし | なし |
| コンクリート圧送施
工 | なし | なし |
| 防水施工 | なし | なし |
| 内装仕上げ施工 | プラスチック系床仕上げ
施工法、カーペット系床
仕上げ施工法、鋼製下地
施工法、ボード仕上げ施
工法及びカーテン施工法 | プラスチック系床仕上げ
工事作業、カーペット系
床仕上げ工事作業、鋼製
下地工事作業、ボード仕
上げ工事作業及びカーテ
ン工事作業 |
| 熱絶縁施工 | なし | なし |
| サッシ施工 | なし | なし |
| 表装 | なし | なし |
| 塗装 | 建築塗装法、金属塗装
法、鋼橋塗装法及び噴霧
塗装法 | 建築塗装作業、金属塗装
作業、鋼橋塗装作業及び
噴霧塗装作業 |
| 工業包装 | なし | なし |

備考 この表に掲げる検定職種の試験については、当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

(2) 基礎級

基礎級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは、さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装及び工業包装とする。

2 試験の方法

実技試験及び学科試験とする。

3 実施期日及び実施場所

富山県職業能力開発協会から技能検定受検申請者に通知する。

4 受検手続

技能検定受検申請書を原則として技能検定試験の受検を希望する時期の30日前までに富山県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、富山県職業能力開発協会（電話076-432-9887）又は富山県商工労働部職業能力開発課（電話076-444-3260）に問い合わせること。

